

求人者の皆さまへ

有料職業紹介許可番号 43-ユ-300109

株式会社アレス

手数料返戻制度について

有料職業紹介事業の紹介料に係る返戻金制度について、採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返戻するものとする。但し、以下の「返戻の免責」に該当する場合はこの限りではない。

（１）返戻率

入社日から退職までの期間により以下のように定めます。

期間	返戻率
入社日から１ヶ月以内の退職	80%
入社日から１ヶ月超３ヶ月以内の退職	50%
入社日から３ヶ月超６ヶ月以内の退職	10%
入社日から６ヶ月超の退職	0%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

（２）返戻の免責 以下の項目の一つにでも該当した場合は返戻義務が免責とさせていただきます。

- ・ 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・ 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・ 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・ 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・ 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・ 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・ 求人者が当該労働者の退職日より１ヶ月以内に退職を証明できる書類を紹介者に提出しなかった場合
- ・ その他、協議の上、返金の必要がないと判断された場合

（３）その他以下に該当する場合は、派遣期間を通じて派遣先企業・派遣労働者が互いにその適性を確認し入社に至っていることから、上記の返戻金制度の例外となります。

- ・ 紹介予定派遣の場合
- ・ 派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します